

岐阜県福祉・農業会館
管理運営業務仕様書別紙

岐阜県健康福祉部健康福祉政策課

目 次

別紙 1	岐阜県福祉・農業会館設備概要	1
	電気設備の状況	2
	機械設備の状況	5
	中央監視設備	8
別紙 2	運転保守管理業務実施要領	9
別紙 3	清掃業務仕様書	1 5
別紙 4	清掃業務要領	1 7
別紙 5	清掃業務実施基準表	2 0
別紙 6	県有施設における病虫害等防除に関する基本方針	2 3
別紙 7	保安警備業務等実施要領	2 9
別紙 8	緑地管理業務実施要領	3 4
別紙 9	駐車場位置図	3 6
別紙 1 0	電気工作物・自家発電設備保守点検・保安業務仕様書	3 7
別紙 1 1	消防設備等点検業務一覧表	4 0
別紙 1 2	自動火災報知設備等点検整備業務一覧表	4 1
別紙 1 3	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機設備一覧表	4 2
別紙 1 4	自動扉保守点検業務仕様書	4 3
別紙 1 5	岐阜県福祉・農業会館に入居する県機関	4 4
別紙 1 6	岐阜県福祉・農業会館の入居団体等一覧	4 5
別紙 1 7	岐阜県福祉・農業会館の区分所有団体	4 6

別紙 1

岐阜県福祉・農業会館設備概要

1	名 称	岐阜県福祉・農業会館		
2	所 在 地	岐阜市下奈良2丁目2番1号		
3	敷地面積	10,314.95㎡		
4	建築面積	1,946.93㎡		
5	延床面積	10,131.53㎡		
	内 訳			
	高層棟	7,891.31㎡	地上7階、塔屋1階	
	低層棟	2,240.22㎡	地上3階	
6	構 造	鉄骨・鉄筋コンクリート造		
7	電気設備	「電気設備の状況」のとおり		
8	機械設備	「機械設備の状況」のとおり		
9	中央監視装置	「中央監視設備」のとおり		

電 気 設 備 の 状 況

1 電力需要契約

(1) 契約種別	業務用電力
(2) 契約電力	全日電力量＝（令和7年4月実績145KW）
(3) 電気方式	交流3相3線式 60Hz
(4) 受電電圧	6,600V
(5) 受電方式	1回線受電（本線）
(6) 設備容量	750kVA 屋内キュービクル

2 電気設備1（強電）

(1) 断路器	7.2kV 400A	2
	7.2kV 200A	
(2) 避雷器	8.4kV	1
(3) 計器用変圧器	一次ヒューズ付	1
(4) 極小油量遮断器	7.2kV 400A	4
(5) 双投切替開閉器	3P DT 300A MGC	1
(6) MOF	電力会社支給品	1
(7) 計器用変流器	モールド型	16
(8) 継電器	静止型	9
(9) 零相変流器	モールド型	1
(10) コンデンサ		
ア 6.6kVA	100kVA	1
イ 6.6kVA	50kVA	1
(11) フェーズ付負荷開閉器	7.2kV 200A	2
(12) 単相油入変圧器		
ア 1φ 150kVA	6,600/210-105V	1
イ 1φ 100kVA	6,600/210-105V	1
(13) 三相油入変圧器		
ア 3φ 300kVA	6,600/210V	1
イ 3φ 200kVA	6,600/210V	1
(14) 低圧配電盤		4
(15) 電力監視盤		2
(16) 自家発電設備		1
自動始動発電機	163kVA	
ディーゼル発電機	3φ 220V 1φ 100V	
燃料：軽油 燃料槽	390リットル	

(17) 直流電源装置	1
サイリスタ式整流器・400AH	
据置鉛蓄電池 54セル HS-400E	
(18) 低電圧盤	
分電盤（電灯、コンセント用等）	14
動力制御盤（空調機、エレベータ用等）	17
(19) 避雷針設備	1
避雷針 2	
接地極 銅版 1.5t×600×600 3 避雷導線 2.0×19VE（28）	

電気設備2（弱電）

(1) 電気時計設備	
機種 KM-70R1-4P	
ア 親時計	
水晶振動子	
指針動作 親時計部 中1針 1秒運針	
小時計部 中2針 30秒運針	
入力電源 AC100V 60Hz	
出力信号 DC 24V 1回路あたり 300mA	
電源部 自動充電器 DC 24V 4A	
バッテリー DC 12V 26AH 2個	
イ 子時計	
丸型壁掛子時計	1
角型壁掛子時計	149
(2) インターホン	
親機	
電源電圧 AC100V 50/60Hz	
通信方式 同時通話	2
子機	
(3) テレビ再送信設備	
ア TVアンテナ	
イ TV伝送機器	
ウ ラジオアンテナ	
(4) 防犯設備	
ア 建物外周赤外線監視設備	
イ 身障者トイレ緊急表示設備	
ウ 構内防犯LED外灯設備	
(5) 放送設備	
館内拡声設備	

(6) 電話設備

交換器

制御方式 蓄積プログラム制御方式

通話路系方式 時分割形交換方式

電話機器

1

デジタル電子交換機

局 線 回 路 3 2 回線

L D 専用線回路 4 回線

一般内線回路 1 9 2 回線

多機能内線回路 8 回線

3 時間停電補償電池内臓

多機能電話機 4

一般内線用電話機 1 5 0

電気設備 3 (防災)

(1) 監視室設備

ア 警報表示盤 設備警報の表示

イ 時計装置 実時間用水晶時計

(2) 警備室設備

ア 警報表示盤 外部赤外線監視区域の侵入表示

イ 監視盤 外部赤外線監視区域のうち通用口関係の侵入表示

(3) 防災設備

ア 防排煙設備 4 5

防火シャッター・防火戸・防火防煙ダンパ・排煙口・
排煙ダンパ

イ 消火設備 屋内消火栓ポンプ起動 2 2

ハロン消火起動 1

ハロン消火放出 1

ウ 火災報知装置 発信機 P 型 1 級埋込型 2 2

感知機 作動確認灯付 1 8 9

(4) 非常照明設備

ア 保安灯 非常照明電灯 (直流電源) 4 2 0

イ 誘導灯 避難口誘導灯・室内通路誘導灯・
廊下通路誘導灯・階段通路誘導灯 7 0

機 械 設 備 の 状 況

○ 機械設備の概要

1 空調設備

(1) 温湿度条件 (目安)

	外 気		室 内	
夏	3 4℃ DB	5 8 %	2 8℃ DB	5 0 %
冬	－ 2℃ DB	4 0 %	1 9℃ DB	5 0 %

(2) 空調方式

GHP及びEHPによる単独空調

(3) 換気方式

ア 電気室、自家発電室等を第1種換気方式にて換気処理する。

イ 1階機械室、便所、湯沸室、厨房、事務機械室、調理実習室、大会議室及び各倉庫等を第3種換気方式にて処理する。

(4) 自動制御設備

ア 自動制御機器は、電気方式を原則とし、一部電子式とする。

イ 中央監視機能は、下記による。

(ア) 各動力の遠方発停 個別発停、スケジュールプログラム発停

(イ) 各動力の状態監視 運転、停止表示、故障表示及びグラフィックパネルによる系統表示

(ウ) 各動力装置の警報 上限・下限警報、動力の故障警報及び異常警報
(防火機器共)

(エ) 記録及び積算 各温度・湿度の指示記録、給水、排水量及び油の積算記録、動力点の発停故障及び警報等の記録

2 衛生設備

(1) 給水源は、井戸 (径 500φ、深度 50m、湧水 120 m³/Hr 以上) による。

給水供給方式は、受水槽、揚水ポンプによる加圧ポンプ式にて飲料水系統により所要箇所へ供給する。

(2) 給湯は、電気温水器が1階警備室、監視室及び各階給湯室にある。

(3) ガス供給は、東邦ガス (株) の供給管による。

(4) 消火設備は、消防法、同施行令細則及び条例等に基づき屋内消火栓設備、連結送水管設備及び機械室にハロゲン化物消火設備を設置している。

○ 機械設備の状況

1 タンク

- (1) ステンレス製 飲料水用受水槽 1
有効容量 9,000 L、全容量 12,500 L
- (2) ステンレス製 消火水槽 1
有効容量 4,600 L、全容量 6,250 L
- (3) コンクリート製 排水槽 2
容量 2,000 L
寸法 1.8 × 0.9 × 1.05M

2 ポンプ

記 号	名 称	型 式	口 径 MM φ	水 量 l/MIN	揚 程 M	電動機 kw
PP-1・2	井戸揚水ポンプ	深井戸タービン型	100	850	45	15
PP- 11	ピット排水ポンプ	活水水中型	40	120	5	0.25
PP- 12	〃	〃	40	120	5	0.25
PP- 13	〃	〃	40	120	5	0.25
PU-1	加圧給水ポンプ	NX-65VFC502-3.7W-e	50×65	600	45	3.7
PFU-1	消火ポンプ	NKP-KB-NXF50X50-3-67.5-e	50	180	75	7.5
PFU-2	補助加圧ポンプ	JPF-SVM2511-61.5-e	25	21	78	1.5

3 空調機

ア ルームエアコン型

- 高層棟 1階 2
- 低層棟 1階 1
- 〃 2階 1

イ ビル用マルチ型

記号	系統名称	冷房能力	暖房能力	室内機台数
GHP-1 1	高層棟 1階系統	7 1 k w	8 0 k w	1 0 台
GHP-2 1	〃 2階北系統	8 5 k w	9 5 k w	9 台
GHP-2 2	〃 2階南系統	1 4 2 k w	1 6 0 k w	1 0 台
GHP-2 3	低層棟 2階西系統	7 1 k w	8 0 k w	1 0 台
GHP-2 4	〃 2階東系統	5 6 k w	6 3 k w	8 台
GHP-3 1	高層棟 3階北系統	7 1 k w	8 0 k w	8 台
GHP-3 2	〃 3階南系統	7 1 k w	8 0 k w	8 台
GHP-3 3	低層棟 3階西系統	7 1 k w	8 0 k w	8 台
GHP-3 4	〃 3階東系統	5 6 k w	6 3 k w	8 台
GHP-4 1	高層棟 4階西系統	8 5 k w	9 5 k w	9 台

GHP-4 2	〃	4階東系統	5 6 k w	6 3 k w	9 台
GHP-5 1	〃	5階西系統	8 5 k w	9 5 k w	9 台
GHP-5 2	〃	5階東系統	8 5 k w	9 5 k w	9 台
GHP-6 1	〃	6階西系統	7 1 k w	8 0 k w	7 台
GHP-6 2	〃	6階東系統	8 5 k w	9 5 k w	1 0 台
GHP-7 1	〃	7階北系統	1 0 1 k w	1 1 3 k w	1 0 台
GHP-7 2	〃	7階南系統	1 1 2 k w	1 2 6 k w	9 台

4 送風機 型式 片吸込多翼型

記号	名 称	風量 CMM	静圧 mmAg	電動機 kw	備 考
F-1 3	低層棟 1階機械室排気	10.9	15	0.2	天吊型
F-1 4	〃 1階厨房排気	63.4	20	1.5	〃
F-1 5	〃 1階西便所排気	20	15	0.2	〃
F-1 6	〃 2階倉庫一般排気	15	20	0.4	〃

5 消防設備器具

ア 粉末ABC消火器	6 1
イ ハロゲン化物（ハロン 1301）消火設備	1 （ガスボンベ7本、起動用ガス1本）
ウ 屋内消火栓設備	2 1
エ 屋外消火栓設備	2

6 衛生器具

ア 洋風便器	4 3
イ 壁掛ストール小便器	1 8
ウ 手すり付ストール小便器	5
エ 多機能トイレ用洋風便器	7
オ 洗面器	4 6
カ 前丸手洗器	7
キ 掃除用流し	2 2
ク オストメイト	1
ケ ハンドドライヤー	2 9

7 エレベーター

1号機（農業会館）	定員	6名	積載	4 5 0 kg
2号機（福祉会館）	定員	1 8名	積載	1, 2 0 0 kg

中 央 監 視 設 備

集中監視装置

項 目	内 容
名 称	スマートスクリーン
機種名	a z b i l S m a r t S c r e e n T M 2
外形寸法（mm）	幅 2 5 0 × 高さ 2 0 5 × 奥行 4 3
監視対象	衛生設備、高層棟ファン1・2、低層棟ファン、火災設備

空調機集中リモコン

項 目	内 容
名 称	アドバンスタッチマネージャー
機種名	A I S I N A D C M 6 0 1 C 1
外形寸法（mm）	幅 2 9 0 × 高さ 2 4 3 × 奥行 5 0
監視対象	空調各部所（高層棟・低層棟）

別紙 2

運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象		点 検 の 項 目	期 別					備 考
			日	週	月	年	随時	
受 変 電 設 備	共 通	1. 入切表示確認表示灯点灯確認取替 2. 各時間ごとの計器読取、記録	○ ○					
	変圧器	1. 本体外部油漏洩汚損、振動、音響、温度点検調整 2. ブッシング損傷、ブリーザー良否端子接続部の締まり点検 3. 各部の損傷、腐蝕、発錆、ゆるみ、汚損、油量点検・手入れ 4. 接地線接続部点検 5. 各部に異常を認めた場合は監督員に報告のうえ適当な処理をすること。	○		○ ○ ○		○	
	受電用遮断器盤	1. 外観点検 2. 各部の損傷、腐蝕、過熱、変色、発錆、ゆるみ点検 3. 汚損異物附着の有無点検	○		○ ○			
	高压配電盤	1. 断路器、油入遮断器は、受電用遮断器盤に準じて行う。 2. 計器指示測定記録 3. 各部の損傷、腐蝕、過熱、変色、発錆、ゆるみ点検 4. 汚損異物附着の有無点検	○ ○		○ ○			
	蓄電器	1. 外観点検、油漏洩、汚損、音響点検 2. ブッシング等、汚損、発錆、ゆるみ点検、清掃 3. 接地線接続部の点検		○	○ ○			
	制御盤	1. 外観点検、表示灯確認取替 2. 計器指示測定記録 3. 盤外面清掃点検 4. 盤内各接続及び操作開閉器点検手入清掃	○ ○	○	○			
	高压母線	1. 外観点検、ハウジング取付及び各ボルトのゆるみ締付点検 2. 各接続部クランプ類の腐蝕損傷過熱点検 3. 支持ガイン類支持物の腐蝕損傷変形汚損点検 4. その他点検整備 5. 1～4項は、別途点検表を作成する。	○			○ ○ ○ ○		
	整流器	1. 充放電電流、電圧測定記録 2. 各計器破損、汚損、指針動作、計器調査点検、手入清掃 3. 各開閉器、遮断器等操作具合、発熱点検調査、変圧器整流回路発熱点検 4. 各機器点検清掃	○		○ ○		○	
	蓄電池	1. 電池の電圧比重温度測定記録 2. 各電池の電圧比重温度測定記録及び電解液補充を要する場合の補充 3. 液面沈澱物色相、極板色相婉曲隔離板端子のゆるみ、損傷点検 4. 各電池、電池室内清掃		○ ○	○ ○			
	ケーブル	1. ヘッド接続箱、分岐箱などの接続部の過熱損傷、腐蝕点検手入れ 2. ケーブル腐蝕、亀裂、損傷点検手入れ 3. 布設部無断掘削、標識その他工作物との隔離距離点検 4. 電動機等接続部及び引込部点検手入れ	○		○ ○ ○			
	計器及びシーケース	1. 各計器の点検清掃 2. 各計器保護継電器、配線端子締付ゆるみ点検清掃 3. 制御用配線点検手入れ			○ ○ ○			

運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象		点 検 の 項 目	期 別					備 考
			日	週	月	年	随時	
自家発電設備	発電装置	1. 異常音、異常振動の点検 2. 潤滑油圧力・温度、冷却水温度点検 3. 各表示灯、メータ動作点検 4. 発電機の絶縁抵抗測定点検 5. 試験運転 6. 自動保守運転			○ ○ ○ ○ ○	○		月 2 回 〃
	バッテリー	1. バッテリー電圧点検 2. ケース外観(膨らみ、傷、漏液等)点検 3. バッテリー交換			○	○	○	年 2 回
	潤滑油	1. 潤滑油のレベル、漏れ、汚れを点検 2. 潤滑油の交換			○	○	○	汚れがひどい場合の交換は随時
	燃料	1. 燃料の量、漏れを点検 2. 燃料の交換			○	○	○	補給は随時 6 年毎
	冷却水	1. 水の量、漏れを点検 2. ラジエータ水の抜き換え、不凍液(ロングライフクーラント)交換			○	○	○	補給は随時
	ファンベルト	1. ベルトの張り具合、オイル・グリースの付着・損傷等を点検			○			
低圧配線負荷設備	動力配電盤制御盤	1. 外観点検、開閉器ブレーカー 盤内配線等過熱損傷、腐蝕、表示灯点検手入れ 2. 開閉器等端子接続部点検手入れ 3. 接地線、接続部点検手入れ 4. 盤内外清掃 5. 電流電圧測定	○	○	○ ○ ○			
	低圧電動機	1. 発熱、汚損、変色、音響、ボルトナットのゆるみ点検手入れ 2. 分解を要しないで点検できる内部コイル軸受、通風点検、端子接続部の点検、接地接続部点検		○	○			
	電灯配電盤	1. 各端子接続部、接地線接続部点検 2. 表示灯点検各電流、電圧の確認 3. ノーヒューズブレーカー等開閉器類発熱、汚損、変色接続部締付部点検 4. 盤内外清掃点検	○		○ ○ ○			
	電灯分電盤	1. 各開閉器ブレーカー 母線バー発熱損傷腐蝕点検 2. 盤内外点検手入清掃、電気室内清掃 3. 各端子接続部接地線接続部点検		○	○ ○ ○			
	配 線	1. ケーブルは「受変電設備ケーブル」に準じて行う 2. 金属管接続部のゆるみ、アースボンドの損傷有無点検 3. 接続部の損傷、発熱、ゆるみ点検、手入れ				○ ○		
	照明設備	1. 灯具取付状況破損、変形、異常音点検修理 2. ランプ照度低下、不点ランプの取替点検（不点ランプの取替を行う際は、LEDに交換すること） 3. 点滅器取付状態損傷の有無、点滅動作、自動点滅時間、点検、調整、修理 4. リモコンスイッチ変圧器発熱、損傷点検、調整修理				○ ○ ○ ○		
	コンセント設備	1. 器具の取付状態、破損、損傷の点検、修理 2. 配線器具接続部ゆるみ点検及び故障、修理 3. コンセント受口からの不良配線の点検、撤去			○ ○	○ ○		
	その他	1. ヒューズ切れ等の場合は、原因調査の上、送電すること。 2. 衛生機器配線絶縁測定				○		

運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象		点 検 の 項 目	期 別					備 考
			日	週	月	年	随時	
電 気 工 作 物 運 転 操 作	記録点検	常時監視盤にて監視し、運転操作は、保安規程に基づいて行う。 1. 電力需給記録 2. 蓄電池充放電記録、電池測定記録 3. 自家発電設備運転記録 4. 各種保守点検記録	○		○ ○ ○			月 2 回
	各室内清掃	各階電気室、自家発電機室内等、電気関係各室内の清掃整理					○	
	その他	1. 館内各階の機器点検修理を実施すること。 2. エレベーターの故障の表示又は連絡があった場合は、直ちに保安委託業者(株式会社日立ビルシステム)及び監督員に連絡すること。 3. 大会議室電気設備使用による操作及び拡声装置の調整、マイクロフォンの取付等を行うこと。 4. 各種機器の取替修理及び軽易な改修工事を行うこと。 5. その他点検、整備、改修修理等を行うこと。					○ ○ ○ ○ ○	
電 気 時 計 設 備	水晶親時計	各部の清掃、各種機器点検調査		○				
	時報子時計	〃		○				
	自動調針装置	〃		○				
	子時計回線監視盤	1. 清掃点検調整		○				
	子時計	1. 整時			○			
	電 源	1. 整流器の点検清掃 2. 蓄電池の比重、液温、液量の測定			○ ○			
監 視 室 設 備	集中監視装置	1. 各部の清掃、点検調整 2. 総合点検調整			○	○		
放 送 設 備	呼出チャイム	1. 各部の点検調整 1 式動作点検、各接続部の点検調整			○			
	マイクロホン、増幅器、その他	1. 各部の点検調整			○			
火 災 報 知 機	主副受信機	1. 回線電圧の正常確認 2. 消火設備等の連動機能確認	○		○			
	感知機	1. 1 式動作試験、点検、調整					○	
	発信機	1. 表示灯の点灯を確認 2. 押ボタン保護板、付属器具の機能点検 3. 電話連絡装置の機能確認		○	○ ○			
	電 鈴	1. 動作試験、点検、調整			○			
	配 線	1. 発信機押ボタンにより警戒区域の導通試験			○			
	電 源	1. 整流器、蓄電器、電圧の点検清掃			○			
	検 査	監督官庁の検査立会					○	
そ の 他		1. 各機器点検中異常箇所を発見したときは、ただちに監督員に報告すること。 2. 火災報知機が作動した場合、消防計画に基づき行動すること。					○ ○	

運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象		点 検 の 項 目	期 別					備 考
			日	週	月	年	随時	
空 調 関 係	GHP 室外機	1. 機器の異常振動・異常運転音点検 2. 機器及び機器周辺の油のにじみ点検 3. 機器のキズの有無、熱交換器の腐食、錆び点検			○ ○ ○			3月に1回。 〃 〃
	GHP 室内機	1. 熱交換器の霜付きの有無点検 2. エアフィルターの清掃			○	○		3月に1回。 年2回
	ルームエアコン 室外機	1. 機器の異常振動・異常運転音点検 2. 機器及び機器周辺の油のにじみ点検 3. 機器のキズの有無、熱交換器の腐食、錆び点検			○ ○ ○			3月に1回。 〃 〃
	ルームエアコン 室内機	1. 熱交換器の霜付きの有無点検 2. エアフィルターの清掃			○	○		3月に1回。 年2回
	給排風機	1. 電流測定記録定格電流との比較確認 2. 騒音振動、異臭の点検 3. 軸受の摩耗度点検 4. ケーシング及び電動機の掃除 5. プーリの軸取付状態ベルト点検、調査取替 6. 防振材の点検 7. グリスアップ 8. 外気送風機用フィルター清掃	○ ○				○ ○ ○ ○ ○ ○	年2回 〃
	給気ダクト	1. 各室吹出口の掃除及び風量調整 2. 防火ダンパー保温材、キャンパス等の点検補修 3. 新鮮空気入口ガラリ掃除 4. ダンパー調整				○ ○ ○	○	年4回
	レタンダクト	1. 各階吸込口及び内部清掃 2. 防火ダンパー保温材点検清掃補修				○ ○	○	補修は随時
	排気ダクト	1. 吸込ガラリの清掃 2. 防火ダンパー保温材、キャンパス等の点検補修 3. ポリウムダンパー調整 4. 吹出ガラリ掃除				○ ○ ○	○	
	外気処理	1. 器内の掃除				○		
中 央 監 視 盤 関 係	衛生監視盤	1. 各ポンプの発停操作 2. 各ポンプ運転状態表示の監視 3. 各水槽満減及び運転状態表示の監視 4. 滅菌装置運転状態表示の監視 5. 警報ブザーのリセット(故障時) 6. デジタルカウンターによる流量積算状態監視記録	○ ○ ○ ○ ○ ○				○	計1台分
	給排気監視盤	1. 各給排気ファンの発停操作 2. 各給排気ファン運転状態表示の監視 3. 警報ブザーのリセット(故障時)	○ ○				○	
	火災監視盤	1. 高層棟及び低層棟の火災信号の監視	○					
	空調監視盤	1. 空調の発停操作 2. 空調の運転状態表示の監視 3. 警報ブザーリセット(故障時)	○ ○				○	
	空調現場盤	1. 1次ブレーカー入切の確認	○					常時入
	点検記録報告	1. 別に定める様式により記録点検調整修理結果報告書を、監督員に毎日提出すること。	○					
	その他	1. 各機器等の点検中異常箇所を発見したときはただちに監督員に報告すること。					○	

運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象		点 検 の 項 目	期 別					備 考
			日	週	月	年	随時	
給 排 水 関 係	井戸水中ポンプ	1. 揚水圧力、電流点検記録 2. 静水位、運転水位測定並びに締切運転テスト 3. 水質検査実施 4. ポンプ室内の排水及び清掃	○		○ ○		○	
	受水槽 消火水槽	1. 槽内のよごれ点検 2. 基礎、架台、アンカーボルトの異常 3. 通気口、排水口など詰まりがないこと 4. マンホールの蓋が確実に閉じていること 5. ボルト締付け部のネジのゆるみ 6. 水槽の異常、変型発生 7. 塗装及びメッキ処理金属部品の発錆 8. 遊離残留塩素の検査（受水槽のみ） 9. 水質検査（受水槽のみ） 10. 槽内清掃		○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○		年 2 回 〃 〃 年 2 回
	水槽用緊急遮断システム	1. 水槽用緊急遮断システムの動作確認 2. 地震感知器のガル値チェック点検 3. 制御盤バッテリー交換				○ ○ ○		3 年毎 〃、交換ランプ 点灯時は随時交換
	加圧給水ポンプ	1. 吐出圧力、電流、振動、騒音点検記録 2. 配管及びメカニカルシールの漏水点検 3. 羽根車、案内羽根の異物つまり・摩耗・破損点検 4. ライナリングの摩耗・破損点検 5. タンク内の封入圧力の点検 6. 軸受の発熱、音、振動の点検 7. 巻線・絶縁抵抗測定点検 8. 封入圧力測定点検 9. フロースイッチの異物つまり、破損点検 10. 逆止弁の異物つまり、摩耗、水漏れ点検 11. パッキン・Oリングの傷、変形、異物の付着 12. 本体及び附属器具の掃除みがき	○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		年 2 回 年 2 回 〃 〃
	揚水ポンプ 滅菌装置	1. 吐出、吸込圧力、電流、音響、振動点検記録 2. 軸受温度、グラウンドよりの水漏れ 3. 潤滑油の点検、不足及び水が混入している場合は 取替補給 4. 電極棒汚損点検清掃 5. フード弁点検 6. グラウンドパッキン取替、カップリングゴム摩耗点 検取替 7. 滅菌液補充、点滴調整、薬液漏れ点検補修 8. ポンプ室内の清掃 9. 附属器具類等の清掃みがき	○ ○	○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○	取替は随時
	関係配管	1. つまり点検、水漏れ点検、保温材点検補修					○	
	手洗い、洗面器 具	1. 亀裂、ひび、取付のゆるみ 2. 水栓よりの水漏れ等修理 3. Uトラップのつまり修理 4. 水石鹸入れ容器点検修理					○ ○ ○ ○	
	大便器	1. 排水のつまり、水量調整、水漏れ点検修理					○	
	小便器	1. 排水のつまり、水漏れ点検修理					○	
	排水管	1. つまり、水漏れ修理					○	
	水 栓	1. 水栓の状態点検、故障水栓取替、水栓パッキン取 替					○	

運 転 保 守 管 理 業 務 実 施 要 領

点 検 の 対 象		点 検 の 項 目	期 別					備 考
			日	週	月	年	随時	
ガ ス 関 係	ガスメーター	1. 総合使用量検針立会い、使用量計算及び記録			○			
	バランス風呂釜	1. 内外胴清掃 2. ガス漏れ点検、作動点検 3. バーナー、ノズル清掃補修 4. 給水、給湯バルブ取付作動状態点検及び修理 5. 燃焼ラジエーターの状態点検清掃 6. 給水、給湯装置漏洩点検修理 7. 温度調節器及び湯温点検調整			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○	修理は随時 修理は随時
	配 管	1. ガス漏れ点検			○			
	上記各機器 故障時 記 録	各入居団体から依頼のあった場合は、甲、乙協議のうえ修理する。 点検整備記録、報告書を提出のこと。					○ ○	
消 防 用 設 備	消火ポンプ 補助加圧ポンプ	1. ポンプ標準点検 2. 始動試験、ポンプ標準整備	○			○		
	配 管	1. 漏洩点検補修	○					
	電気設備	1. 自動運転状態の確認	○					
	屋内消火栓	1. 常時使用可能状態の確認 2. 消火栓周囲の障害物除去 3. 消火栓類及び内部のバルブ、ホース、ノズルの外観点検、送水、給水口金具外観点検 4. 起動装置の外観並びに作動点検 5. 水源の水量並びに補給水機能の点検 6. 放水試験 7. 表示灯の点検取替 8. 電気系統の点検修理	○ ○ ○		○ ○ ○	○ ○	○	
	配 管	1. 漏洩点検補修				○		

別紙 3

清掃業務仕様書

岐阜県福祉・農業会館清掃業務は、本仕様書に従って実施するものとする。

1 業務員の確保等

- (1) 指定管理者は、主任者を選任し、主任者は責任者として常に作業場に出勤し、業務の指導監督並びに現場監視を行い、清掃業務の完全遂行を期するものとする。
- (2) 指定管理者は、業務遂行に必要な業務員を配置し、清掃の疎漏、所定時間の遅滞等のないよう注意すること。
- (3) 指定管理者は、業務員に対して業務要領の研修及び清掃器具の使用等必要な訓練を十分に行い、業務中における建物備品等の損傷、事故の防止に努めること。

2 業務の内容及び時間等

- (1) 業務の内容及び時間等は、この仕様書・別添業務要領及び清掃業務実施基準表に示すところにより実施すること。
ただし、要領及び基準は作業の最低水準を示したもので、汚れのひどい箇所、日常頻繁に使用する箇所は、随時必要な清掃を行い、常に清潔な状態を維持するものとする。
- (2) 日常清掃業務は、原則として福祉・農業会館（以下「会館」という。）の開館日の午前8時00分から午後5時30分までに実施するものとする。
- (3) 定期清掃業務は、必要な箇所について、原則として年に1回入居団体等の勤務時間外または休日に実施するものとするが、ガラス清掃については事務に支障のないよう平日に実施すること。
- (4) 清掃業務を実施するにあたり、会館の管理運営に支障をきたすことがないように注意すること。

3 清掃業務の条件

- (1) 清掃作業に要する機材、器具及び消耗品の経費は一切指定管理者の負担とする。
- (2) 業務実施が仕様書に示す内容に適合しないと県が認めた場合は、その業務の手直しを命ずることがある。この場合における費用は、指定管理者の負担とする。
- (3) 業務に使用する材料は、品質良好の製品を使用する。
- (4) 指定管理者は、清掃業務実施計画書を作成して県の承認を受けること。
- (5) 指定管理者は、業務員に作業中、一定の衣服・帽子・名札を着用させること。
- (6) 業務実施中は、特に火災等不慮の事故発生防止に留意し、引火性ガソリン・ベンジン等の使用は避けること。
- (7) 便所の石鹼液（手洗用）、トイレトペーパーは、指定管理者の負担とし、不足分を常に点検して補充すること。
- (8) 施設内塵芥運搬車は必要な箇所に配置し、その費用は指定管理者の負担とする。

- (9) 塵芥場外搬出業務（一般廃棄物処理）は、屋外ゴミ置場に集められたごみを搬出すること。この場合における費用は指定管理者の負担とする。
- (10) ねずみ・害鳥・害虫防除については、別紙「県有施設における病虫害等防除に関する基本方針」に基づいて実施すること。

別紙4 清掃業務要領

	作業名	作業方法
日常清掃	1 掃き掃除、塵払い	動かし得る備品は移動して塵埃の飛散することの無いよう掃除機、モップ、毛ブラシを使用し、丁寧に清掃する。
	2 研磨作業	床は、電動研磨機を用いてポリッシングし、階段は乾いた布でポリッシングする。また階段の滑り止め金具は、必要に応じ特殊洗剤を用いて研磨する。
	3 空拭き清掃	階段手すり、消火器、掲示板、便所のタイル貼壁面等、電話端子、板、エレベーター塗装部分は柔らかい布で空拭きし、汚れが甚だしいときは特殊洗剤にて研磨する。
	4 ドア掃除	塵埃を除去した後、乾いた布で空拭きする。また必要に応じて湯にした雑巾や洗剤等適切な方法により、手垢などの汚れを拭きとる。
	5 椅子の清掃	真空掃除機で吸塵する。
	6 屑箱の清掃	各階のエレベーターホールに配置してある塵箱は常時清掃のこと。
	7 紙屑、茶殻の処理	紙屑は、退館時職員が各事務室前の廊下に出すので、所定の場所へ処理する。湯沸かし室の茶殻は、ポリ袋に入れ替え処理する。
	8 壁面低所	廊下、リタングリル（換気孔）、エレベーター扉等の共用部分の壁面等については、常に鳥毛払い等で丁寧に払う。汚れた部分は、水又は専用洗剤を用いて拭く。
	9 トイレの清掃	（１）トイレの床は水拭きして常に清潔にし、便器は洗剤で内側をよく洗い、周囲及び金属部は雑巾で水拭きする。 便器内に汚水が詰まった場合は応急処置をして連絡すること。 （２）トイレトーパー、水石鹸は、毎日点検し不足分を補充する。 （３）女子便所の汚物は、毎日１回容器から取出し、所定の場所まで運び容器は水洗いすること。 （４）洗面台は、周辺部を含め雑巾で水拭きし、必要に応じて洗剤拭きをする。

清 掃 業 務 要 領

	作 業 名	作 業 方 法
日 常 清 掃	10 浴室の清掃	床、壁面及び浴槽は水拭きして常に清潔にすること。
	11 湯沸室の清掃	湯沸器及び流し台は、随時水拭きし、常に清潔に保ち、茶殻等のゴミは毎日処理する。床は水拭きして常に清潔にすること。
	12 昇降機の清掃	エレベータ内壁は、毎日運転開始前に、掃き掃除のうえ空拭きすること。また必要に応じて特殊洗剤で磨くこと。 なお、エレベータ数は2基とする。
	13 玄関、出入口の清掃	玄関、出入口の床面は、毎日塵埃の掃き出しを行いモップで水拭きをして泥土等の汚れを落とす。
	14 建物外周、駐車場、通路等の清掃	(1) 掃き掃除及びゴミ・紙屑等の除去をし、案内板、標識板等の汚れを適切な方法で拭くこと。 (2) 敷地内排水溝については、スコップ等で泥上げし、ホースで水を流し、あげた泥は場外へ搬出して処分する。 (3) 降雪時には、その状況に応じて必要な箇所をスコップ等により除雪を行う。 (4) 発生する害虫に応じた、消毒を行うこと。
	15 ゴミの集積、搬出処理	各清掃箇所から収集したゴミは、紙屑（段ボール・古新聞を含む）・茶殻等の有機物、吸殻、ビニール等の化学物質、ガラス・金属・電池等の不燃物質等に分別し、指定する貯留所に置かれた容器内に集積する。また、各階から搬出されたゴミ等は屋外集積場に集めること。 なお、容器の内外は清潔を保ち、ねずみ、害虫、悪臭等の発生しないように常に注意すること。
	16 一般廃棄物処理業務	屋外集積場に集められたゴミを廃棄物処理場へ毎日1回運搬する。

清 掃 業 務 要 領

	作 業 名	作 業 方 法
定期 清掃	1 カーペット	カーペット等は真空掃除機で、丁寧に収塵し、カーペットを損傷しないように織り目に従って入念に清掃する。なお、汚点のあるときは、特殊洗剤にて除去する。
	2 床の研磨艶出し	移動し得る備品は移動させ、砂塵埃等は丁寧に掃き取った後に、中性洗剤を用い電動研磨機でむらなくブラッシングし、床の材質に適した良性のワックスをきれいなモップ、または布を用いて隅々まで塗布し、乾燥後電動研磨機、またはモップで艶出し仕上げる。
	3 天井の塵払い	鳥毛払、及びホームモップにて天井の隅々まで埃や、クモの巣等を丁寧に取り除く。
	4 塵払い	塵払いにて室内設備器具（時計、スピーカー等）備品、シャッター、ブラインド等の塵埃を除去する。
	5 照明器具の清掃	（１）取付灯具から電球、蛍光管およびグローを破損に注意し取り外す。 （２）笠の上部の塵埃を取り除く。 （３）反射板および取付具の水拭き（汚れの甚だしいときは、特殊洗剤で塗装が剥げないものを用いて清掃する。 （４）電球、蛍光管およびグローはよく水拭きした後に、乾いた布でよく拭き取る。 （５）取り外したのを順次復旧する。 （６）点灯を確認する。 （７）最後に取り付け時の汚れなどを拭く。
	6 水平ブラインド清掃	特殊洗剤にて汚れを取った後、清水で拭く。
	7 縦型ブラインド清掃	埃払いしたうえ、特殊洗剤で汚れを取る。
	8 窓ガラス清掃	ガラス磨き液で汚れを取った後、柔らかい布で空拭きして仕上げる。

別紙 5 清掃業務実施基準表

[illegible]

清掃業務実施基準表

作業内容 実施回数		区 分		共 用 部 分						管 理 施 設				共 通 事 項		
		箇 所	廊 下 階 段	エレベ ーター (2基)	湯沸室	便 所	休養室	事務 機械室	ホワイ エ	自転車 置場	電話 交換室	監視室	警備員 室	ビル管理 更衣室	会館 窓ガラス	建物外周 ・緑地帯 ・屋外 駐車場
		仕上材質	塩ビ タイル		1~7F 磁器 タイル	1~7F 磁器 タイル	5F 畳	2~5・7F 塩ビ タイル	2F 塩ビ タイル	1F コンク リート	1F 塩ビ タイル	1F 塩ビ タイル	1F 塩ビ タイル	1F 塩ビ タイル		
面積 m ²		2351.34	13.49	43.20	395.50	232.57	122.13	99.27	65.31	21.70	24.80	21.86	8.31			
日	床掃除(掃き掃除、塵払い)	1/日	1/日	1/日	1/日	3/週		1/日	1/日							
	床面の水拭き清掃			1/日	1/日	3/年										
	〃 (空拭き掃除)	1/日	1/日													
	ドア掃除		1/日													
常	椅子清掃							1/日								
	灰皿・屑籠清掃	1/日			1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日		1/日	
	紙屑、灰皿、茶殻清掃			1/日												
	壁面低所の清掃	1/日	1/日													
清	衛生陶器の清掃				1/日											
	トイレトペーパー・石鹸液補充				随時											
	便所汚物処理				1/日											
	鏡面拭き清掃				1/日											
掃	浴室の清掃															
	湯沸室の清掃			1/日												
定期 清 掃	カーペットの清掃															
	床面の洗剤による清掃	1/年	1/年	1/年	1/年		1/年	1/年		1/年	1/年	1/年	1/年			
	床面の研磨	1/年	1/年				1/年	1/年		1/年	1/年	1/年	1/年			
	床面のワックス仕上げ	1/年	1/年				1/年	1/年		1/年	1/年	1/年	1/年			
	天井の塵払い	1/年		1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年			
	照明器具の清掃	1/年		1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年			
	ブラインドの清掃				1/年	1/年	1/年			1/年	1/年	1/年				
	窓ガラスの清掃	1/年				1/年	1/年	1/年		1/年	1/年	1/年		1/年		

清掃業務実施基準表

作業内容 実施回数	区分 箇所	区分所有団体		行政財産使用				
		県酪農農業協同組合 連合会所有部分 (現在は他団体が 賃借し、使用) 3F	県土地改良事業団体 連合会所有部分 (現在は他団体が 賃借し、使用) 4F・5F	福祉会館			農業会館	
				団体事務室 (役員室含)	倉庫	事務機械 室	団体事務室 (役員室含)	倉庫
仕上材質	面積 m ²	塩ビ タイル	塩ビ タイル	塩ビ タイル	塩ビ タイル		塩ビ タイル	塩ビ タイル
		297.23	1084.23	1665.71	252.795	55.88	337.600	53.58
日常清掃	床掃除(掃き掃除、塵払い)					随時		
	床面の水拭き清掃							
	〃 (空拭き掃除)							
	ドア掃除							
	椅子清掃							
	灰皿・屑籠清掃	1/日	1/日	1/日			1/日	
	紙屑、灰皿、茶殻清掃							
	壁面低所の清掃							
	衛生陶器の清掃							
	トイレトペーパー・石鹸液補充							
	便所汚物処理							
	鏡面拭き清掃							
	浴室の清掃							
	湯沸室の清掃							
定期清掃	カーペットの清掃							
	床面の洗剤による清掃	1/年	1/年	1/年			1/年	
	床面の研磨	1/年	1/年	1/年			1/年	
	床面のワックス仕上げ	1/年	1/年	1/年			1/年	
	天井の塵払い	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年
	照明器具の清掃	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年
	ブラインドの清掃	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年
	窓ガラスの清掃	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年	1/年

別紙 6

県有施設における病虫害等防除に関する基本方針

【趣旨】

農薬、殺虫剤等の薬剤は、病虫害等の防除においては有効であるが、使用方法によっては、人の健康や環境に影響を及ぼす可能性がある。

そこで、県庁をはじめとした県有施設が率先して病虫害等防除時に、できる限り薬剤を使用しない方法を推進することにより、環境への負荷の低減を図り、人の健康と安全を確保するため、この基本方針を定める。

【基本方針】

県有施設においては、病虫害等の生息状況に関わらず、一律に薬剤を使用することは、原則として行わないものとする。

1 発生の予防

日頃から病虫害等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

2 生息状況の確認

病虫害等の防除にあたっては、あらかじめ生息状況調査等により、その発生状況を早期に把握するものとする。

3 薬剤を使用しない防除

病虫害等の発生が確認され、防除が必要とされた場合には、薬剤を使用しない方法を検討し、できる限り薬剤を使用しない方法で防除を実施するものとする。

4 薬剤の使用法

やむを得ず薬剤を使用する場合は、次の方法によるものとする。

(1) 使用にあたっては、誘殺、塗布など散布以外の方法を検討すること。

(2) 適切な薬剤を使用すること。

ア 農薬は、適用作物、防除対象の病虫害等に適用がある登録農薬とする。

イ 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品とする。

(3) やむを得ず散布する場合であっても、散布区域及び使用する薬剤量を必要最小限にとどめること。

(4) 使用方法、使用上の注意事項を遵守すること。

5 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を使用する場合は、施設利用者及び周辺住民に対し、薬剤使用の事前・事後に作業の目的、日時、場所、使用する薬剤名、注意事項を周知する。また、やむを得ず散布する場合は、薬剤の飛散防止に最大限配慮する。特に子どもが多く利用する施設やその周辺では十分配慮する。

6 記録、保存

生息状況調査の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存する。

7 業務委託

病虫害等の防除を業務委託により実施する場合には、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、委託業者と十分打ち合わせる。

8 マニュアルの策定

病虫害等の防除に係る具体的事項については、各施設管理者が別にマニュアルを策定するものとする。

9 研修の実施

この基本方針を周知させるため、研修を実施するものとする。

10 基本方針の適用

この方針は、平成20年4月1日から適用する。

県有施設における病虫害等防除に関する基本方針（解説編）

【趣旨】

農薬、殺虫剤等の薬剤は、病虫害等の防除においては有効であるが、使用方法によっては、人の健康や環境に影響を及ぼす可能性がある。

そこで、県庁をはじめとした県有施設が率先して病虫害等防除時に、できる限り薬剤を使用しない方法を推進することにより、環境への負荷の低減を図り、人の健康と安全を確保するため、この基本方針を定める。

【基本方針】

県有施設においては、病虫害等の生息状況に関わらず、一律に薬剤を使用することは、原則として行わないものとする。

○県有施設

県が所有又は管理する施設で、一体的に管理する建物周辺の樹木及び植栽等を含む。

○病虫害等

病虫害（樹木等を害する菌、線虫、ダニ、昆虫等）、雑草、衛生害虫（ゴキブリ等）、不快害虫（シロアリ等）、人の健康を損なう恐れのある昆虫（スズメバチ等）及びねずみのことをいう。

○一律に薬剤を使用する

生息状況調査等を実施しないで薬剤を使用すること。生息状況調査を行ってもその結果に基づかずに薬剤を使用すること。生息状況調査に関わらず定期的に薬剤を使用すること。

○薬剤

農薬（農作物（樹木及び農林産物を含む。）を害する病虫害及び雑草等の防除に用いられる殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤、忌避剤等の薬剤及び植物成長調整剤。農薬 取締法に基づき農林水産大臣の登録を受けたもの）、殺虫剤（主に建物内部で使用される衛生害虫又は不快害虫を防除するもので農薬を除く）、殺そ剤（主に建物内部で使用されるねずみを防除するもので農薬を除く）のことをいう。

1 発生の予防

日頃から病虫害等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

○病虫害等が発生しにくい環境づくり

＜建物での例＞

- ・清掃により、害虫が発生、繁殖しにくい清潔な環境を保つ。
- ・ごみを放置しない。雨水がたまらない工夫をする。
- ・外部からの侵入経路を絶つ。

＜樹木等での例＞

- ・通風や日当たりを確保するために間引き、剪定等を行う。
- ・病虫害等の越冬場所や伝染源となる落ち葉、枯れ葉や被害を受けた部分を処分する。

2 生息状況の確認

病虫害等の防除にあたっては、あらかじめ生息状況調査等により、その発生状況を早期に把握するものとする。

○生息状況調査等

生息調査結果に基づき目標水準を設定し、対策の目標を定める。
許容限度内であれば、必ずしも防除を必要としない。

＜建物での例＞

- ・衛生害虫及びネズミについては、定期的に発生場所・生息場所・侵入経路並びに被害の状況を調査する。不快害虫については、目視等で生息を把握する。

＜樹木等での例＞

- ・発生しやすい病虫害の種類や過去の病虫害等の発生状況を参考に、発生状況や被害の状況を調査する。

3 薬剤を使用しない防除

病虫害等の発生が確認され、防除が必要とされた場合には、薬剤を使用しない方法を検討し、できる限り薬剤を使用しない方法で防除を実施するものとする。

○薬剤を使用しない方法

＜建物での例＞

- ・捕殺、わなや忌避装置の使用、侵入防止措置

＜樹木等での例＞

- ・捕殺、枝ごとの切除、たいまつ等による焼却、ブラシ等によるはぎ取り、雑草の抜き取りや刈り取り

4 薬剤の使用法

やむを得ず薬剤を使用する場合は、次の方法によるものとする。

(1) 使用にあたっては、誘殺、塗布など散布以外の方法を検討すること。

(2) 適切な薬剤を使用すること。

ア 農薬は、適用作物、防除対象の病虫害等に適用がある登録農薬とする。

イ 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品とする。

(3) やむを得ず散布する場合であっても、散布区域及び使用する薬剤量を必要最小限にとどめること。

(4) 使用方法、使用上の注意事項を遵守すること。

○やむを得ず薬剤を使用

薬剤を使用するかしないかの判断については、個々の施設により、病虫害等の発生状況が異なるため、基準は設けない。発生した病虫害等の種類、被害の程度、施設の利用状況等を勘案して施設管理者が判断するものとする。日常的に乳幼児がいる区域については、薬剤による処理は避ける。

なお、内分泌かく乱作用が認められた物質を成分とする農薬や毒性の強い農薬については、できる限り使用しないよう努める。

○誘殺、塗布など散布以外の方法

＜建物での例＞

- ・誘殺（毒餌、ホウ酸だんご）や塗布（通り道、壁面への塗布）

＜樹木等での例＞

- ・誘殺（誘引トラップの設置）、塗布、樹幹注入

○登録農薬

登録農薬には、「農林水産省登録第〇〇〇号」と表示されている。駐車場や空き地など植物のない場所の雑草を防除する場合にも登録農薬を使用するよう努める。

○必要最小限

ラベル等記載の使用方法（希釈倍率、使用量、使用回数等）を守る。被害箇所の的確な把握により最小範囲の使用にとどめる。

○使用方法、使用上の注意事項

これまでに知見のない農薬の組合せによる、現地での混用は行わない。特に有機リ

ン系農薬同士の混用は行わない。

食毒剤（毒餌剤）を使用する場合は、誤食・接触防止を図る。

5 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を使用する場合は、施設利用者及び周辺住民に対し、薬剤使用の事前・事後に作業の目的、日時、場所、使用する薬剤名、注意事項を周知する。またやむを得ず散布する場合は、薬剤の飛散防止に最大限配慮する。特に子どもが多く利用する施設やその周辺では十分に配慮する。

○周知

施設の利用者に対して、掲示板などを利用して周知する。

人が立ち入る可能性があるところは立て看板などを利用する。

事前事後の周知は少なくとも3日以上とする。

○飛散防止

<建物の例>

- ・散布中はノズルの向きに注意する。
- ・食べ物、食器、おもちゃ等に飛散しない措置をとる
- ・作業後は必要に応じて強制換気、清掃を実施する。

<樹木での例>

- ・風が無風か弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行う。
- ・散布中は、風向きやノズルの向きに注意する。
- ・飛散防止ノズルの使用や散布圧力の調整をする。
- ・粒剤等の飛散の少ない形状の農薬を使用する。

○子どもが多く利用する施設やその周辺

学校、図書館、児童福祉施設等の施設や通学路などをいう。

○十分に配慮

- ・保護者や関係施設などに周知する。
- ・子どもが散布場所に近づかない時期、時間帯に実施する。
- ・看板やバリケード、ロープなどにより、散布の実施中や実施後に子どもにもわかりやすく知らせる。

6 記録・保存

生息状況調査の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存する。

○記録・保存

病害虫等の発生状況、対策の目標、防除作業の日時、使用薬剤に関する事項（種類、名称、希釈倍率、単位面積あたりの使用量）、作業場所、使用した樹木等の名称、作業方法、結果の評価等を記録し、一定期間（「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」では「5年間」、「岐阜県農薬安全使用に係る指針」では、「3年程度」）保存しておく。

なお、防除結果の評価を行い、目標水準に達成していない場合は再度防除を行う。

7 業務委託

病害虫等の防除を業務委託により実施する場合には、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、委託業者と十分に打ち合わせる。

○業務委託

建物内の防除にあつては、委託業者は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の規定により「建築物ねずみ、昆虫等防除業」の知事登録を受けた者とする。

○必要事項を仕様書に記載

防除業者に基本方針の内容を十分に周知するため、必要事項を仕様書に記載したり特記仕様書を作成する。

○委託業者と十分に打ち合わせる

作業計画書を提出させ、適切な方法で実施されるかをあらかじめ確認するなど、十分な指導を行う。

8 マニュアルの策定

病虫害等の防除に係る具体的事項については、各施設管理者が別にマニュアルを策定するものとする。

○病虫害防除にかかる具体的事項

生息状況調査の方法、実施頻度、目標水準、薬剤を使用しない防除方法、周辺への周知のための文例、業務委託のための仕様書例など

○マニュアルを策定

各施設の実情に応じて作成する。

9 研修の実施

この基本方針を周知させるため、研修を実施するものとする。

○研修

施設管理者や防除作業員等を対象に、この基本方針の内容を周知徹底するための研修を行う。

10 基本方針の適用

この方針は、平成20年4月1日から適用する

別紙 7

保安警備業務等実施要領

1 警備業務人員及び勤務時間

項 目	曜 日 等	時 間 区 分	人 員
平日業務	月曜日～金曜日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで 午後 5 時 30 分から午前 8 時 30 分まで	1 人 2 人
休日業務	休館日	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで 午後 5 時 30 分から午前 8 時 30 分まで	2 人 2 人

2 通常業務

(1) 警備員室に常駐し、次の業務を行うものとする。

(平日の日中、警備員が巡回業務を行うため常駐できない間は、他の会館スタッフが警備員室に常駐する。)

- ア 不審者の発見、侵入阻止
- イ 来館者の案内対応
- ウ 障害者の案内・誘導
- エ 建物出入扉等の開閉
- オ 出入者と出入業者及びそれに伴う資材、機器等の搬出入の監視
- カ 時間外出入者名簿の記入確認
- キ 電信、郵便物、伝言等の受理
- ク 各種警報装置の監視及び操作
- ケ 夜間電話の対応及び記録
- コ 必要箇所への連絡及び緊急連絡先への通報
- サ 日誌の作成
- シ 鍵の保管
- ス 遺失物、拾得物の一時保管
- セ その他警備上必要な事項
- ソ 目的外駐車 of 監視、排除
- タ 時間外における侵入車確認及び諸出入口の施錠
- チ 国旗等の掲揚及び降納（休館日及び雨天を除く。）
- ツ 台風等異常気象時の予防措置及び事後処理
- テ 自動体外式除細動器（A E D）の日常点検

3 巡回業務

(1) 福祉・農業会館、会館敷地及び駐車場の巡回業務を、定時巡回・随時巡回に区分し昼夜間において行うものとする。

- ア 定時巡回 6 回（午前 6 時、午前 8 時、午前 10 時 30 分、午後 3 時
午後 6 時、午後 10 時）
- イ 随時巡回 勤務時間外の鍵の返納のあったとき及びその他必要と認める都度

(2) 定時巡回基本ルート

ア 館 内

警 備 室	→	売 店	→	東側E Vで高層棟7階	→
東階段で4階まで	→	高層棟東階段で高層棟・低層棟3階から1階まで			→
警 備 室					

イ 館 外

警 備 室	→	福 祉 会 館 玄 関	→	高 層 棟 東 側	→
低 層 棟 東 側	→	低 層 棟 南 側	→	低 層 棟 西 側	→
高 層 棟 西 側	→	農 業 会 館 玄 関	→	車 庫 ・ 駐 車 場	→
警 備 室					

(3) 巡回中は次の業務を行うものとする。

- ア 建物内外の火気点検確認及び異常時の緊急措置
- イ 退室後の建物内各階、各室の施錠確認
- ウ 水道、ガスの閉塞状況の確認
- エ 各階不用箇所の消灯
- オ 電気機器の確認
- カ 湯沸室の点検
- キ 不法侵入者、不退去者の発見及び阻止
- ク 自転車置場のシャッターの開閉

4 駐車場整理業務

混雑時等においては、適宜、駐車場整理を行い、混雑の緩和、安全確保に努める。

5 緊急事態の処理

(1) 火災の場合

- ア 火災箇所の確認
- イ 消防署への通報
- ウ 在館者の避難誘導
- エ 消火器・消火栓等による初期消火
- オ 防火管理組織に基づく連絡、報告、指示
- カ 消防隊の誘導

(2) 地震の場合

- ア 在館者の避難誘導、保護
- イ エレベーターの緊急停止状況の確認と乗客の救助
- ウ 関係官庁への連絡
- エ 在館者等における転倒の有無の確認と保護
- オ 出火、ガス漏れなどの有無の確認と処置

(3) 盗難等の場合

- ア 不法侵入者の確認
- イ 人相、着衣、年齢、身長等の特徴把握
- ウ 会館内の逃走経路の把握
- エ 警察署、県庁健康福祉部健康福祉政策課への連絡

6 その他警備に必要な事項

- (1) 警備従事者が次の勤務者と交代するときは、警備業務を適正に遂行するために必要な事項を次の勤務者に確実に引き継ぐこと。
- (2) 警備業務実施にあたり、疑義が生じたときは、必要に応じ県と協議して定めるものとする。

7 補足事項

(1) マスターキー

マスターキーは、極めて重要であるから巡回警備の管理以外に使用しないものとし、貸出は一切禁止する。保管についても十分留意するとともに引き継ぎは警備日誌により確実に行うこと。

(2) 鍵の受渡し

- ア 各入居団体の鍵は所属職員であることを確認し、鍵貸出簿に所属、氏名、借用時刻を記入させてから貸出すこと。
- イ 各会議室の鍵は、会議室使用承認があったものについてのみ、鍵貸出簿に所属、氏名、時刻を記入させてから貸出すこと。
- ウ 各事務機械室の鍵は入居団体の職員であることを確認し、鍵貸出簿に所属、氏名時刻を記入させてから貸出すこと。
- エ その他の鍵は、必要に応じて上記に準じて貸出すこと。
- オ 鍵の返納があったときは、鍵貸出簿に所属、氏名、返納時刻を記入させ、鍵は警備集中監視装置の指定の場所に挿入すること。

(3) 巡回警備

- ア 巡回に当たっては、特に火気、消灯、施錠等を確認し、火気、盗難の予防に留意すること。
- イ 空調、衛生、電気、ガス、水道設備に十分留意し、異常を発見したときは、応急の措置をとるとともに施設管理責任者（館長）に通報すること。

(4) 機械警備

- ア 警備機械の集中監視により異常警報の表示が出た場合は、現場に急行し実態を調査し、異常事態を確認したときは直ちに適宜の措置を講ずること。
- イ 火災報知器が作動したときは、現場に急行し、実態を調査し、出火を確認したときは、応急の措置を取るとともに関係者へ通報すること。

(5) 門扉の開閉時期

玄関及び構内出入口の開閉時刻は原則として次のとおりとする。

日時 場所		平 日		休 日	
		開 扉	閉 扉	開 扉	閉 扉
玄関	福	6:00	22:00	6:00	22:00
	農	6:00	18:30	—	—

(6) 受付案内

来館者の受付案内業務は懇切丁寧に行い、特に老人、身体障害者等に対する事故防止に万全を期すること。

(7) 時間外における電話の受信

電話を受信したときは、その内容により事務室等へ転送、記録、伝言、通報等適宜の措置を講ずること。

(8) 報告、連絡先の指定

次の事態が発生した場合は、施設管理責任者（館長）に電話又は口頭で緊急連絡を行うこと。

- ① 気象通報の発令
- ② 災害の発生
- ③ 会館における事故
- ④ その他緊急を要するとき

(9) 郵便物の取扱い

ア 勤務時間内に到達したもの

- ① 書留、配達証明、内容証明、特別送達に郵便物及び電報を受領したときは、「書留取扱簿」「電報取扱簿」に記入し名宛人に連絡し、本人又はその代理人の受領印を押印し、直接に渡すこと。

受領すべき者が不在の場合は、鍵のかかる引き出しに保管し、下記イのように処理する。

- ② ①以外の小包・小荷物・使送便などは、警備員にて受領し、帳簿に記載した上、直ちに各団体に連絡して渡すこと。
- ③ 上記以外の普通郵便については、各団体の文書受箱へ仕分けて連絡をする。

イ 勤務時間外に到達したもの

書留・配達証明・内容証明・特別送達による郵便物及び電報はそれぞれの取扱簿に記入して、確実に保管の上、翌朝速やかに名宛人に配布する。

ただし、急を要する電報については、直ちに名宛人へ連絡し対処する。

(10) 旗の掲揚と降納

毎日（休館日及び雨天の場合を除く）午前８時、玄関前に国旗等を掲揚し、午後６時に降納すること。

（１１）自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の日常点検

毎日、会館に設置されている自動体外除細動器（ＡＥＤ）の点検を行い、点検結果を警備日誌に記録する。

【参考】１日のスケジュール

時 刻	業 務 場 所	定例業務（臨時、緊急を除く。）の概要
6:00	館内・外 新聞（朝刊）配分 福社会館・農業会館 玄関扉	基本ルート定時巡回① オープン
7:00	警備員室	機械警戒 スイッチOFF 出勤者の都度廊下等の電気を点灯
8:00	国旗 車庫シャッター 館内・外	掲揚 オープン 定時巡回②
8:30	警備員室 会館事務所	外線電話を交換に切り替え 警備日報報告
10:00	警備室	郵便業務
10:30	館内・外	定時巡回③
15:00	館内・外	定時巡回④
16:00	新聞（夕刊）配分	
17:30	警備員室	外線電話の受付
18:00	館内・外 国旗 車庫シャッター 警備室前	定時巡回⑤（高層棟・低層棟ガス栓OFF） 下げる 施錠（残業があるときは片側のみ） 時間外入退館者に、記帳ノート記入を開始
18:30	農業会館玄関扉	施錠
22:00	福社会館玄関扉 館内・外 警備員室	施錠 定時巡回⑥ 機械警戒 スイッチON

別紙 8

緑地管理業務実施要領

岐阜県福祉・農業会館の植栽管理は、本仕様書に従って実施するものとする。

1 業務対象範囲

岐阜県福祉・農業会館

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 高木 | 5 2 本 |
| (2) つる植物 | 4 本 |
| (3) 低木（寄植え） | 2 6 6 m ² |
| (5) 生垣 | 1 8 0 m |
| (6) 芝生 | 5 8 0 m ² |
| (7) プレイゾーン | 5 1 0 m ² |

2 業務の内容

(1) 芝生管理業務

- ・芝刈 1, 7 4 0 m²（年 3 回実施分）
- ・施肥 5 8 0 m²（年 1 回実施分）
- ・防除 1, 1 6 0 m²（年 2 回実施分）

※芝生管理については、芝の生長を見て作業実施のこと。

- ・プレイゾーン管理工（草刈り） 1, 5 3 0 m²（年 3 回実施分）

※プレイゾーン他の芝生地については、年 3 回程度の草刈りを実施する。

(2) 樹木管理業務

ア 樹木剪定業務

- ・高木剪定 5 2 本（年 1 回実施分）
※マツ・イチョウ等の剪定を年 1 回程度実施する。
- ・ツル植物 8 本（年 2 回実施分）
※フジの剪定を年 2 回程度実施する。
- ・低木寄植え剪定 5 3 2 m²（年 2 回実施分）
※全量を対象とし、2 回実施する。
- ・生垣刈込（1 m 内外） 1 8 0 m（年 1 回実施分）
※全量を対象とし、1 回刈り込み作業を実施する。

イ 除草工

- ・低木（寄植え）除草工 2 6 6 m²（年 1 回実施分）
※低木の植え込みに対し、年 1 回程度の抜根除草を実施する。実施に当たっては、時期を考慮すること、地上茎のあるものについては、それらを残さないように注意すること。雑草だけでなく、植え込み内の芝生も除去すること。

ウ 防除工

- ・高木（ツル含む、シロハは除外） 1 1 2 本（年 2 回実施分）
- ・低木（寄植え） 5 3 2 m²（年 2 回実施分）
- ・生垣（1 m 内外） 7 2 0 m²（年 2 回実施分）

※樹木の全量に対し、年 2 回程度の薬剤散布を行う。別紙「県有施設における病虫害防除等に関する基本方針」に基づき、実施すること。

また、実施に当たっては、現地をよく観察して病虫害の発生に留意し、作業者及び周辺地域への安全を十分確保、考慮の上実施するものとする。

(3) その他

ア 環境整備工

※県からの指示、もしくは指定管理者からの発案により実施される作業。仕様書で補いきれない内容を実施するためのもの。福祉・農業会館の灌水、折損枝・折損木の処理等が含まれる。

イ 木くず等の処分

樹木剪定、除草、芝刈等で発生した木くず、刈草等は、乾燥防止、樹林地育成のため、敷地内のマルチングに使用し、土壌還元を行うものとする。ただし、倒木等の幹など、マルチングに不適なものや、一度に大量に発生し、区域内での処理が困難な場合は、中間処理施設へ搬入し処理すること。なお、利用する処理施設の産業廃棄物処理業の許可の写しを添付すること。また、処理量の実績報告書にマニフェストを添付し提出のこと。

ウ その他

上記作業は、標準的な基準を示すものであるが、春・夏季（４～１０月）は月に２～３回、秋・冬季（１１～３月）は、月に１回程度見回りを行い、必要に応じて作業を実施するとともに、植栽管理上の助言を行い、施設植栽の維持向上に努めること。

3 従事者の確保等

- (1) 指定管理者は、業務遂行にあたり、当業務についての知識及び経験豊かな業務員を配置し、その指示により業務を適切に遂行すること。
- (2) 業務に要する機材、器具及び消耗品（１年生草苗、農薬、肥料含む）の経費一切は、指定管理者の負担とする。
- (3) 指定管理者は、速やかに現場責任者の選任を行い、「業務実施要領」「工程表」を作成し、県の承認を得ること。
- (4) 前記（３）に基づき、指定管理者は業務完了後速やかに「業務完了報告書」を提出し、検査を受けなければならない。

4 作業に当たっての留意事項

- (1) 業務実施時間及び業務実施日については、それぞれ協議のうえ決定する。
- (2) 作業終了後は、速やかに後かたづけ及び清掃を行い、剪定等により出た廃棄物については、適正な処理を行うこと。
- (3) 指定管理者は作業実施にあたって、県及び他の施設関係者、委託業者と十分な連絡調整を図ること
- (4) 業務内容が仕様書に適合しないとして、県が当該業務の手直しを命じた場合の経費一切は、指定管理者の負担とする。
- (5) 指定管理者の管理不備により施設、植栽等に損傷、枯死等が生じた場合は、指定管理者の費用で直ち復旧すること。
- (6) 指定管理者は、業務実施にあたり安全第一を旨とすること。特に高所作業にあたっては、利用者及び作業従事者に事故の無いよう、充分配慮すること。
- (7) 業務遂行に要する光熱水及び電話の費用は無償とする。ただし、節約に努めること。
- (8) その他県が必要と認めた事項については、別途指示を行う。

岐阜県福祉・農業会館駐車場位置図



駐車可能台数

来館者用(会館敷地内)	107台
職員・来館者用	302台
(北、西-1、西-2、南-1、南-2:うち借地 152台)	
合計	409台

別紙 10

電気工作物・自家発電設備保守点検・保安業務仕様書

電気工作物・自家発電設備保守点検・保安業務は、本仕様書に基づき、一定の保守水準を保ち実施するものとする。

①対象設備

1 電力需要契約

(1) 契約種別	業務用電力
(2) 契約電力	全日電力量＝（令和7年4月実績145KW）
(3) 電気方式	交流3相3線式 60Hz
(4) 受電電圧	6, 600V
(5) 受電方式	1回線受電（本線）
(6) 設備容量	750kVA 屋内キュービクル

2 電気設備1（強電）

(1) 断路器	7.2kV 400A	2
	7.2kV 200A	
(2) 避雷器	8.4kV	1
(3) 計器用変圧器	一次ヒューズ付	1
(4) 極小油量遮断器	7.2kV 400A	4
(5) 双投切替開閉器	3P DT 300A MGC	1
(6) MOF	電力会社支給品	1
(7) 計器用変流器	モールド型	16
(8) 継電器	静止型	9
(9) 零相変流器	モールド型	1
(10) コンデンサ		
ア	6.6kVA 100kVA	1
イ	6.6kVA 50kVA	1
(11) フェーズ付負荷開閉器	7.2kV 200A	2
(12) 単相油入変圧器		
ア	1φ 150kVA 6,600/210-105V	1
イ	1φ 100kVA 6,600/210-105V	1

(13) 三相油入変圧器	
ア 3φ 300kVA 6,600/210V	1
イ 3φ 200kVA 6,600/210V	1
(14) 低圧配電盤	4
(15) 電力監視盤	2
(16) 自家発電設備	1
PX-180MSR 防災型自家発電装置、超低騒音型 自動始動発電機 163kVA ディーゼル発電機 3φ 220V 1φ 100V 燃料：軽油 燃料槽 390リットル	
(17) 直流電源装置	1
サイリスタ式整流器・400AH 据置鉛蓄電池 54セル HS-400E	
(18) 低電圧盤	
分電盤（電灯、コンセント用等）	14
動力制御盤（空調機、エレベータ用等）	17
(19) 避雷針設備	1
避雷針 2 接地極 銅版 1.5t×600×600 3 避雷導線 2.0×19VE（28）	

②点検内容

ア 高圧受変電設備（年1回）

（ア）高圧電力機器設備

共通事項

外観点検、各ボルトの緩み、機器取付部の点検、増し締め、清掃、絶縁抵抗測定

- 1 引込線ケーブル
- 2 配線
- 3 断路器
- 4 高圧進相コンデンサ
- 5 変圧器
- 6 配電盤、配電盤計器
- 7 気中負荷開閉器
- 8 避雷器
- 9 計器用変成器
- 10 母線
- 11 保護継電器
- 12 漏電警報器
- 13 接地線

- 14 真空遮断器
- 15 負荷開閉器

(イ) 配線設備

共通事項

外観点検、各ボルトの緩み、機器取付部の点検、増し締め、清掃

- 1 低圧動力配電盤
- 2 動力制御盤
- 3 低圧電灯配電盤
- 4 電灯用分電盤
- 5 ポンプ、空調機

イ 自家発電設備

機能点検（年１回）

総合点検（年１回）

模擬負荷試験

別紙 1 1

消防設備等点検業務一覧表

設 備 名	数 量	点検期	備 考
岐阜県福祉・農業会館			
①屋内消火栓設備		機能点検1回	
電動機・ポンプ	1	総合点検1回	
消火栓	2 1		
②誘導灯及び誘導標識設備		機能点検1回	
誘導灯 大型	2 8	総合点検1回	
中型	1 7		
室内通路	8		
廊下通路	1 7		
③消火器具		機能点検1回	
粉末A B C 10型消火器	5 3	総合点検1回	車庫、外部倉庫含む
粉末A B C 20型消火器	4		
粉末A B C 50型消火器	4		
④連結送水管設備		機能点検1回	
北玄関（東側）	1	総合点検1回	
放水用器具格納倉庫内	1 1		
⑤避難梯子救助袋		機能点検1回	
固定式梯子	1 0	総合点検1回	3～7階各2個
吊下式梯子	2		2階
避難袋	1		5階

別紙 1 2

自動火災報知設備等点検整備業務一覧表

設 備 名	数 量	点検期	備 考
岐阜県福祉・農業会館			
①自動火災報知設備		機能点検1回	
受信機	1	総合点検1回	能美防災（株）FAM-174
差動式空気管式感知器	2		
差動式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器	273		
定温式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器	42		
光電式ｽﾎﾟｯﾄ型感知器	48		
発信器（P型1級）	24		
常用電源	一式		
予備電源	一式		
②非常警報（放送）器具	1	機能点検1回	
非常警報器具	一式	総合点検1回	東亜特殊電気（株）F-S-761
常用電源	一式		
非常電源			
③排煙設備	1	機能点検1回	
連動制御器	3	総合点検1回	自動火災報知設備受信機に含まれる
防火シャッター	54		
防火扉	80		
防火ダンパー	11		
防煙垂れ壁	一式		
常用電源	一式		
非常電源			

別紙 13

ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機保守点検設備一覧表

名 称	数 量	仕 様 ・ 能 力 等
室外機	6 台	冷房能力 71.0 kW 暖房能力 80.0 kW
	2 台	冷房能力 142.0 kW 暖房能力 160.0 kW
	3 台	冷房能力 56.0 kW 暖房能力 63.0 kW
	5 台	冷房能力 85.0 kW 暖房能力 95.0 kW
	2 台	冷房能力 101.0 kW 暖房能力 113.0 kW
	2 台	冷房能力 112.0 kW 暖房能力 126.0 kW
		室外機のうち圧縮機の定格出力が50 kW 以上のもの：20台
室内機	151台	
ルームエアコン	4台	
送風機	12台	
排風機	12台	

自動扉保守点検業務仕様書

1 対象設備

日本エアーブレーキ（株）製

D S - 2 1 D型自動扉開閉装置一式 1 台（売店）

D S - 1 1 D型自動扉開閉装置一式 2 台（低層棟）

D S N - 7 5 D型自動扉開閉装置一式 4 台（高層棟：福祉会館玄関・農業会館玄関各 2 台）
（油圧、空気圧式附属部品及びコントロールボックス、スイッチ等を含む）

2 実施回数

年 4 回（3 ヶ月に 1 回）

3 実施内容

点 検 箇 所	点 検 作 業 内 容
ドアーエンジン装置 動力部	駆動軸 駆動連結機構 増速回転ギヤー モーター（回転音） 防振ゴム付エンジンスペース 開閉スピード（調整弁） 開閉クッション（調整弁）
制 御 部	電源スイッチ（電圧） ヒューズ リレー タイマー装置 端子（リード線及結線処理）
操作スイッチ	外部センサー 内部センサー 補助センサー（中央子ども相談センターのみ）
その他・附属品	ハンガー及びハンガーレール ガイド及びガイドレール（清掃） 扉吊込状態 各部連結状態 警告ラベル確認

4 その他

故障修理整備

不時の故障等、速やかに技術員を派遣し適切な処置を行う。

なお、部品取替オーバーホール施工の必要を認めた場合は、あらかじめ県にその旨申し出て許可を得てから施工するものとする。

別紙 15

岐阜県福祉・農業会館に入居する県機関

- ・地域福祉課（岐阜県生活困窮者自立相談支援窓口岐阜支所等）
- ・子ども家庭課（岐阜県子どもの居場所応援センター）
- ・中央子ども相談センター
- ・ねんりんピック推進事務局
- ・家畜防疫対策課
- ・保健医療課
- ・医療整備課
- ・文化創造課
- ・岐阜地域福祉事務所
- ・公立学校共済組合岐阜支部
- ・一般財団法人岐阜県教職員互助組合

計 11 団体

行政財産許可団体

	団 体 名
福祉関係	社会福祉法人 岐阜県福祉事業団
	岐阜県国民健康保険団体連合会
	社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会
	社会福祉法人 岐阜県共同募金会
	一般財団法人 岐阜県民間社会福祉事業従事者共済会
	一般社団法人 岐阜県民間保育園・認定こども園連盟
	一般財団法人 岐阜県身体障害者福祉協会
	社会福祉法人 岐阜県いちい会
	岐阜県身体障害者相談員連絡協議会
	岐阜県身体障害者婦人の会
	一般社団法人 岐阜県障害者スポーツ協会
	一般財団法人 岐阜県老人クラブ連合会
	部落解放同盟岐阜県連合会
	岐阜県精神保健福祉協会
	特定非営利活動法人 岐阜県精神保健福祉会連合会
	特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会
	特定非営利活動法人 岐阜県腎臓病協議会
	一般社団法人 岐阜県知的障害者支援協会
	一般社団法人 岐阜県社会福祉士会
	公益社団法人 岐阜県栄養士会
	岐阜県食生活改善推進員協議会
	一般財団法人 岐阜県母子寡婦福祉連合会（H31.4～事務所転居）
	岐阜県プラスチック事業健康保険組合
	健康保険組合連合会岐阜連合会
	一般社団法人 岐阜県歯科技工士会
	一般社団法人 岐阜県老人福祉施設協議会
小 計 26 団体	
農業関係	一般社団法人 岐阜県畜産協会
	岐阜県牛乳協会
	公益社団法人 岐阜県獣医師会
	一般社団法人 岐阜県農畜産公社
	一般社団法人 岐阜県測量設計業協会
小 計 5 団体	
県機関等	地域福祉課（岐阜県生活困窮者自立相談支援窓口岐阜支所等）
	子ども家庭課（岐阜県子どもの居場所応援センター）
	中央子ども相談センター
	ねんりんピック推進事務局
	家畜防疫対策課
	保健医療課
	医療整備課
	文化創造課
	岐阜地域福祉事務所
	公立学校共済組合岐阜支部
	一般財団法人岐阜県教職員互助組合
小 計 11 団体	
合 計 42 団体	

区分所有団体

	団 体 名	
農業関係	岐阜県土地改良事業団体連合会	所有のみ（入居していない）
	岐阜県酪農農業協同組合連合会	所有のみ（入居していない）
合 計		2 団体

合 計 44 団体

別紙 17

岐阜県福祉・農業会館の区分所有団体

- ・岐阜県土地改良事業団体連合会
- ・岐阜県酪農農業協同組合連合会

計 2 団体